

事務連絡  
令和2年4月14日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

**新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた  
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を評価・活用する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うこととなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田